

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年7月21日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆指定基金健全化計画承認基準の改正等について◆

厚生労働省から指定基金に係る健全化計画の承認基準等の改正点(案)が示され、近日中にパブリックコメント募集の手続きを採る予定であるとの情報を得ましたのでご連絡いたします。なお、改正点(案)の主な内容は以下のとおりです。

✚ 健全化計画の提出期限の延長

- ・健全化計画の提出期限を指定年度の2月末に延長し、併せて事前相談を可能とする。
※現行の提出期限：12月末

✚ 指定基金の対象除外の見直し

- ・解散の方向性について代議員会の議決後、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課との協議を経た上で、解散の認可に必要な手続きの準備に着手している基金であっても指定基金の対象とする。※現行：当該基金は指定基金の対象から除外
- ・3事業年度連続で純資産額が最低責任準備金の9割を下回った基金については一旦指定基金に指定し、指定年度の12月末時点の実績で回復(純資産額が最低責任準備金の9割以上)した場合には、当該積立状況を示す書類を2月末までに提出することにより、指定を解除する取扱いとする。(健全化計画の提出も不要) ※現行：3事業年度連続で純資産額が最低責任準備金の9割を下回ったとしても、健全化計画の期首に回復する見込みがあれば指定基金の対象から除外

✚ 健全化計画における最低責任準備金の予測に用いる利回りの前提の変更

- ・健全化計画における最低責任準備金の予測に用いる利回りは、「直近の過去5事業年度の実績の平均又は厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りのいずれか」とする。
※現行：「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」

以上

